告 示

埼玉県病院事業告示第十七号

り、 欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定によ 次の表の上欄に掲げる施設の料金のうち、 駐車場料金の収納事務を、 同表の中

令和元年十月十五日

埼玉県病院事業管理者 岩 中

督

		医療センター	埼玉県立小児	施設の名称
代表取締役 戸張 四郎	ビソー工業株式会社	前五百五番地百二十一	埼玉県さいたま市西区大字西新井字堤崎	受託者の住所、名称及び代表者氏名
	三十日まで	から令和四年九月	令和元年十月一日	委託期間